

報告事項 6

神戸市スポーツ特別賞 被表彰者決定について

神戸市スポーツ功労者等表彰要綱に基づき、以下のとおり神戸市スポーツ特別賞の被表彰者を決定いたしましたので、報告いたします。

平成 28 年 5 月 24 日提出

神戸市教育委員会
教育長 雪 村 新 之 助

1 被表彰者及び該当事項

○岡崎 慎司選手（レスター・シティ FC）

イングランド・プレミアリーグ 2015-2016 シーズン 優勝

（神戸市スポーツ功労者等表彰要綱第7条第1項「国際競技大会に日本代表として参加し、優秀な成績を収めた者又は団体」に該当）

2 表彰日時等

○調整中

3 レスター・シティ FCについて

○前シーズン 2014-2015 は、最下位を争う戦いぶりで終盤の怒涛の連勝で降格を免れたものの 14 位で終えた。2015-2016 シーズンのチームの目標はあくまでリーグ残留であり、勝ち点の獲得目標も 40 程度であった。しかしシーズン開幕後は、快進撃を続け、シーズン前には誰も予想もしていなかった 2 位で前半戦を終えた。後半戦も 5 連勝を記録するなどクラブの好調は続き、クラブ史上初となる UEFA チャンピオンズリーグの出場権を獲得するとともに、2016 年 5 月 2 日、プレミアリーグ初優勝を果たした。今季からチームに加入した岡崎選手の活躍は、1884 年に創設されてから 133 年目での初戴冠に大きく貢献し、神戸市民に多くの感動を与えた。

4 参考

○「神戸市スポーツ特別賞」の過去の受賞者等について

個人・・・延べ 75 名

団体・・・延べ 37 団体

○岡崎慎司選手は、平成 22 年 8 月「2010FIFA ワールドカップ南アフリカ大会 ベスト 16」、平成 23 年 6 月「AFC アジアカップ 2011 優勝」に引き続き、3 回目の受賞。

神戸市スポーツ功労者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市スポーツの振興に著しく寄与した者及びスポーツに優秀な成績を収めた者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 功労者表彰及び特別表彰とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰状及び記念品を授与する。

(表彰の時期)

第4条 功労者表彰は、毎年、日を定めて行い、特別表彰は、適時行う。

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 被表彰者は、別表1に掲げる団体（以下「推薦団体」という。）又は教育長の推薦に基づき、選考委員会の審議を経て決定する。

(功労者表彰)

第6条 スポーツの振興に著しく寄与した年齢満45歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 推薦団体の会長、副会長、理事長及びこれらに準ずる職に10年以上在職した者
- (2) 推薦団体の理事及びこれに準ずる職（コーチ、指導員又は審判員等）に20年以上在職した者
- (3) 推薦団体の会長、副会長、理事長及びこれらに準ずる職で退任した者で、市長が特に適当と認める者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認めた者

(特別表彰)

第7条 次に定める者又は団体のうち特に優秀な成績を収めた者

- (1) 国際競技大会に日本代表選手として参加し、優秀な成績を収めた者または団体
- (2) 各種競技で日本記録を更新した者又は団体
- (3) 全日本選手権大会及びこれに準ずる大会において、特に優秀な成績を収めた者又は団体

2 本市のスポーツ振興に寄与した者又は団体のうち、特に顕著な功績のあった者又は団体
(選考委員会の組織)

第8条 別表2に掲げる者で組織する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (推薦団体)

| |
|-------------------------------|
| 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会 加盟競技団体 |
| 神戸市レクリエーション協会加盟団体 |
| 兵庫県高等学校体育連盟神戸支部 |
| 神戸市中学校体育連盟 |
| 神戸市小学校スポーツ協会 |
| 各 区 体 育 協 会 |
| 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会神戸市障害者スポーツ協議会 |

別表2 (選考委員会の組織)

| |
|-------------------------------------|
| 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会 会長及び副会長 |
| 神戸市レクリエーション協会会長 |
| 神戸市スポーツ推進委員協議会議長 |
| 神戸市立高等学校体育連盟会長 |
| 神戸市中学校体育連盟会長 |
| 神戸市小学校スポーツ協会会長 |
| 神戸新聞社運動部長 |
| 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 神戸市障害者スポーツ協議会会長 |
| 教育委員会スポーツ担当局長 |